

## 岸和田市職員措置請求に係る監査結果

(信貴芳則前市長の政治資金をめぐる問題の調査特別委員会に係る公費の支出)

平成 31 年 3 月 12 日

岸 和 田 市 監 査 委 員

## 【目次】

第1	監査の請求	1
1	請求人	1
2	監査請求書の提出	1
3	監査請求書の記載内容	1
第2	要件審査及び請求の受理	4
第3	長及び議会への通知	4
第4	事実の証明	4
第5	監査委員の除斥	4
第6	監査の実施	4
1	監査の期間	4
2	監査対象部局	4
3	請求人の陳述及び証拠の提出	4
4	関係人調査	4
	(1) 文書による質問及び回答について	5
	(2) 対面による聴き取りについて	5
5	監査対象部局の監査	6
	(1) 事情を聴取した者	6
	(2) 聴取した事実	6
	(3) 監査委員による確認事項	6
第7	監査の結果	6
1	主文	6
2	理由	6
	(1) 本件の監査対象事項	6
	(2) 関係法令	7
	(3) 認定事実	9
	(4) 監査委員の判断	10
	(5) 結論	12

## 決 定 書

### 第1 監査の請求

#### 1 請求人

住所 岸和田市 略

氏名 略

#### 2 監査請求書の提出

平成 31 年 1 月 17 日

#### 3 監査請求書の記載内容

(原文のまま記載。なお、事実証明書類の内容については省略)

下記の通り地方自治法第 242 条第 1 項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求する。

併せて、同法第 252 条の 43 第 1 項の規定により、当該請求に係る監査について、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める。

#### 第 1 請求の趣旨

##### 1 違法・不当な公金支出

岸和田市議会は、2018 年 01 月 17 日より「信貴芳則市長の政治資金をめぐる問題の調査特別委員会」を開催している。

これは、都道府県及び市町村の事務に関する調査権を規定した地方自治法第 100 条に基づき、地方議会が議決により設置した特別委員会の一つ（特別委員会の根拠条文は地方自治法 109 条）として設置される、通称百条委員会と呼ばれるものである。

かかる岸和田市議会の所為は、特別委員会設置根拠となる地方自治法第 100 条に該当せず、もって税支出根拠自体がないことから、地方自治法 2 条 14 項が「事務処理にあたって最少の経費で最大の効果を挙げるべきこと」を求め、地方財政法 4 条 1 項が「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえてこれを支出してはならない」と定めていることに反する用途であり、違法かつ不当であるので、被請求人として米田貴志委員長及び京西且哲議長に対し、支出（合計 33 万 9224 円）の返済及び、民法に定める年 5%の利息につき、監査委員は岸和田市長に対し、返還を求める措置を講ずるよう、勧告することを求める。

以下、理由を具体的に述べる。

##### 2 理由

(1) 支出された費用 合計 33 万 9224 円

2018 年 10 月 29 日 13:10 岸和田市議会事務局発信、請求人宛のメールによれば、以下の通りの費用を税金より支出している。

★平成 29 年度に支出した、100 条調査特別委員会に関する費用について（合計 8 万 3624 円）

H30. 4. 26 会議録データ作成料 13, 284 円

H30. 4. 26 法律顧問事務委託料 64,800 円 (平成 30 年 3 月分)

H30. 5. 7 会議録検索システムデータ調整料 5,540 円

★平成 30 年度に支出した、100 条調査特別委員会に関する費用について (合計 25 万 5600 円)

H30. 5. 28 法律顧問事務委託料 21,600 円 (平成 30 年 4 月分)

H30. 7. 26 法律顧問事務委託料 21,600 円 (平成 30 年 5 月分)

H30. 8. 16 法律顧問事務委託料 21,600 円 (平成 30 年 6 月分)

H30. 8. 27 法律顧問事務委託料 190,800 円 (平成 30 年 7 月分)

## (2) 本件特別委員会費用が税による支出可能かの検討

百条委員会の設置根拠は、地方自治法第 100 条第 1 項にある。

普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により議会の調査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。次項において同じ。）に関する調査を行い、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる。

すなわち「岸和田市の事務に関する調査」につき、議会の調査権を発動する委員会である。

最近行われた他市における 100 条委員会としては、請求人が住民監査請求を行ったことを発端に、最終的には小林由佳及びその秘書であった黒瀬大の両維新の会所属堺市議会議員の政務活動費についての調査が行われたものが、報道され、市民周知されているところである。

調査対象とされているものは、堺市の税金から支出を受けた市議会議員の政務活動費の支出に関する違法・不当性が問われたものであり、その根拠となる地方自治法 100 条の通り解釈され、設置がなされている。

翻って本件委員会で問題追求が行われている問題は、信貴芳則・元市長が、私金によって支出をした 200 万円が、信貴が出馬し、当選した 2013 年 11 月 24 日執行の岸和田市長選挙において、自民党公認を得るために支出されたものであるかどうかを問うたものである。

これは、信貴の私金の使徒に関する問題でしかなく、地方自治法 100 条に定められ、本件委員会設置根拠となった「岸和田市の事務に関する調査」ではない。

よって、本件委員会設置の根拠自体がなく、当然ながら税金による支出などでき得ないものである。

これについては、本件委員会設置についての議会内部の会議において、米田貴志(公明) 議員から、議会事務局職員に対して、その設置理由について、: 2017 年 12 月 26 日に行われた平成 29 年第 4 回定例会 (本会議 第 3 日目) における本件委員会設置理由説明について、議会事務局で行うよう要望がなされているが、議会事務局は、請

求人同様、「設置理由が法解釈上できない」事を理由として拒否し、京西且哲（刷新）議員が前述定例会で説明するに至った経緯がある。

### (3) 他の税支出が行われ、調査を要する事件との比較

(2) で示したように、設置の法的根拠がない本件委員会については、単なる政争の具として設置されたものであり、他の税金を使用しており、調査が必要な事件については、設置がなされないとの矛盾が生じている。

例えば、請求人が住民監査請求を行い、その後平成 30 年（行ウ）176 号として大阪地裁で審理中で、マスコミによって報道もされた、永野耕平市長及び 2 議員に関する選挙公費支出の違法性を問うた事件、請求人が指摘をし、廃止となった、2015 年秋まで続けられてきた老舗温泉旅館に 1 泊し、コンパニオンつき宴会を行う農業委員会視察、請求人が指摘し改めさせた家具やコーヒーメーカーなど私物を購入していた政務活動費支出、昼から飲酒をし、夜は宴会を税支出で行っていたとマスコミ報道された北海道への南部議長会視察、終了後も参加者すら明らかにしないプロポーザル入札を隠れ蓑とし、口裏合わせや談合など違法な入札が行われている可能性がある各種契約（上松山下市営住宅建設の 1 戸 65 万円もの設計料、他にも歴史的建物を管理・運営しているがんこ寿司を排除する形で、初めて行うグランドホールが落札した五風荘の指定管理、職員が管理・運営している別府競輪と比較し、売上が 3 倍となるも収益は少ない岸和田競輪など）については、個別議員によるものも含め、一切調査はなされていない。

このような税支出に疑義がある事案については放置され、政争として利用できるが私金しか支出されておらず、設置自体に法的根拠がない本件を比較すれば、本件委員会が設置される事自体に矛盾がある。

## 第 2 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める理由

住民監査請求の分野においては、従来の監査委員の制度は全く機能しておらず、信用できない。

また、本件は政争の具であるとの意味において、監査委員会を含む市役所事務の最高責任者である市長、また議会に係る事案であるので、公平を期するために個別外部監査契約に基づく監査を求める必要がある。

## 第 3 結論

以上の点から、議会による本件の公費の支出は、地方自治法第 100 条に反する用途であるとともに、地方自治法 2 条 14 項、地方財政法 4 条 1 項に照らし合わせても違法・不当である。

## 第 4 求める措置

監査委員は岸和田市長に対し、次の措置を講ずるよう、勧告することを求める。

岸和田市長は、議会による本件公費の支出の合計 33 万 9224 円を、被請求人とし

て米田貴志委員長及び京西且哲議長に対して支出の返済及び民法に定める年 5%の利息につき、監査委員は岸和田市長に対し、返還を求める他、必要な措置を講ずるよう勧告することを求める。

#### 事実証明書類

甲第 1 号証 2018 年 10 月 29 日 13:10 岸和田市議会事務局発信、請求人宛のメールの写し 1 通  
以上

### 第 2 要件審査及び請求の受理

本件請求は平成 31 年 1 月 17 日に提起され、債権管理の権限を有する市長に、違法不当に支出された「信貴芳則前市長の政治資金をめぐる問題の調査特別委員会」（以下「調査特別委員会」という。）（合計 33 万 9,224 円）について、米田貴志委員長及び京西且哲議長に対して、支出の返還及び民法に定める年 5%の利息につき返還を求める措置を講ずるよう求めるものであると解し、地方自治法第 242 条第 1 項及び第 2 項に定める要件を満たしていると認め、平成 31 年 1 月 22 日にこれを受理した。

なお、本件につき、請求のあった日から 20 日以内に個別外部監査契約に基づく監査によることが相当である旨の通知を岸和田市長に行わなかったのは、請求人は公平性を求めるが、監査委員はその職務を遂行するに当たり、常に公正不偏の態度を保持して、監査をしなければならないと定められており（地方自治法第 198 条の 3 第 1 項）、本件の事案の内容からみて監査委員が監査を実施するにあたり、とくに個別外部監査に付すべき専門的・技術的知見を必要とする部分は見当たらなかったためである（地方自治法第 252 条の 43 第 9 項）。

### 第 3 長及び議会への通知

地方自治法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 54 号）附則第 2 条第 3 項の規定に基づき、同法第 1 条の規定による改正後の地方自治法第 242 条第 3 項の規定の例により、住民監査請求の要旨について平成 31 年 1 月 22 日付けで通知を行った。

### 第 4 事実の証明

請求人から事実の証明として監査請求に添えて証拠書類の提出があったので、甲第 1 号証とする。

### 第 5 監査委員の除斥

監査委員池内矢一は、地方自治法第 199 条の 2（監査委員の除斥）に該当すると判断したため、本件請求にかかる監査の執行については除斥とした。

### 第 6 監査の実施

1 監査の期間 平成 31 年 1 月 17 日から平成 31 年 3 月 12 日まで

2 監査対象部局

岸和田市議会事務局（以下「市議会事務局」という。）

3 請求人の陳述及び証拠の提出

請求人から、平成 31 年 1 月 28 日に、地方自治法第 242 条第 6 項に規定する陳述を行わない旨の報告があったことから、請求人陳述等は実施しなかった。

4 関係人調査

(1) 文書による質問及び回答について

平成31年2月1日に、地方自治法第199条第8項の規定に基づき、本件住民監査請求に係る関係人である岸和田市議会 京西且哲議長に文書で回答を求めたところ、2月7日に文書回答があり、その概要は次のとおりである。

ア 調査特別委員会の調査が、地方自治法第100条第1項における、当該地方公共団体の事務と判断した根拠については、地方自治法第100条第1項の調査の対象となる事務は広範に認められ、執行機関としての長の事務に及ぶところ、市長と特定の個人や政党との間で不適切な金銭の授受があったとすれば、その政治姿勢や市長としての事務の適正な執行に疑義を生じさせるおそれがあり、調査の対象となり得るものと考えているとのことであった。

イ 市議会事務局が、「設置理由が法解釈上できない」ことを理由に議案説明を拒否したという事実については、市議案（議員提出議案）の提案理由の説明は、岸和田市議会会議規則第37条の規定により、提出者である議員本人が行うこととなっているため、その様な事実はない。

(2) 対面による聴き取りについて

平成31年2月19日に、地方自治法第199条第8項の規定に基づき、本件住民監査請求に係る関係人に対面による聴き取りを行った。その概要は次のとおりである。

ア 聴き取りをした者

岸和田市議会調査特別委員会委員長 米田貴志議員

市議会事務局長 牟田親也

市議会事務局総務課 課長 今橋章吾、議事調査担当長 植田智之、主査 辻諭

イ 対面による聴き取りにおいて確認した事項

(ア) 調査特別委員会の設置根拠については、地方自治法では、「普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行うことができる。この場合において、当該調査を行うために特に必要があると認めるときは、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる。」ということになっており、普通地方公共団体の議会に認められた調査権ということで、議会の議決をもって調査ができることとなっている。

(イ) 岸和田市議会における調査特別委員会の設置手続きについては、議員から本会議に対して議案提出を行い、本会議の中で議員提出議案を可決することで、通称100条委員会といわれている特別委員会が設置され、議会の100条調査権はその特別委員会に委任されるという形で調査を行うのが一般的である。

(ウ) 調査特別委員会の調査対象事務が地方自治法第100条第1項における当該地方公共団体の事務と判断した理由については、地方自治法第100条第1項の調査の対象となる事務は広範に認められ、執行機関としての長の事務に及ぶところ、市長と特定の個人や政党との間で不適切な金銭の授受があったとすれば、その政治姿勢や市長としての事務の適正な執行に疑義を生じさせるおそれがあり、調査の対象となり得ると考えている。

(エ) 調査特別委員会の経緯や現状については、平成29年12月26日の本会議で可決され調査特別委員会が設置され、平成30年1月24日に〇〇氏の証人喚問を

実施、平成 30 年 7 月 24 日に現国会議員の神谷昇氏を証人喚問、平成 30 年 12 月 20 日に信貴芳則前市長に対して証人喚問を行った。

## 5 監査対象部局の監査

本件について、平成 31 年 1 月 25 日付けで住民監査請求に係る市議会事務局の監査の実施と監査資料の提出についての通知を行い、関係書類の提出を求め、同年 2 月 19 日に市議会事務局の職員から、本件請求に関する事実及び意見などについて事情を聴取した。

それらの概要は以下のとおりである。

### (1) 事情を聴取した者

市議会事務局長 牟田親也

市議会事務局総務課 課長 今橋章吾、議事調査担当長 植田智之、主査 辻諭

### (2) 聴取した事実

監査請求に記載のある調査特別委員会に係る支出については、平成 29 年度としては、平成 30 年 4 月 26 日に会議録データ作成料として 1 万 3,284 円、法律顧問事務委託料平成 30 年 3 月分 6 万 4,800 円、5 月 7 日に会議録検索システムデータ調整料として 5,540 円を支出している。

平成 30 年度については、平成 30 年 5 月 28 日に法律顧問事務委託料平成 30 年 4 月分 2 万 1,600 円、7 月 26 日に 5 月分 2 万 1,600 円、8 月 16 日に 6 月分 2 万 1,600 円、8 月 27 日に 7 月分 19 万 800 円を支出している。

### (3) 監査委員による確認事項

ア 市議会事務局が、「設置理由が法解釈上できない」ことを理由に議案説明を拒否したという事実については、市議案（議員提出議案）の提案理由の説明は、岸和田市議会会議規則第 37 条の規定により、提出者である議員本人が行うこととなっているため、その様な事実はない。

イ 調査特別委員会設置に向けての弁護士相談については、行われていない。

ウ 調査特別委員会設置後、委員会の運営等の弁護士相談については、法律の解釈など当初から弁護士等への法律に関する相談は必要だったが、信貴芳則前市長の政治資金をめぐる問題の調査特別委員会の業務に関する法律問題について、法律上の助言を与える事務（以下「法律顧問事務」という。）を平成 30 年 3 月 8 日に契約締結するまで、弁護士による法律相談は行われなかった。

## 第 7 監査の結果

本件請求については、監査委員の合議により以下のとおり決定した。

### 1 主文

本件請求は、これを棄却する。

### 2 理由

#### (1) 本件の監査対象事項

住民監査請求書の記載から、請求人は、調査特別委員会は法律に反して設置され、よって調査特別委員会開催に伴う支出（合計 33 万 9,224 円）についても、用途が法律に反し、地方自治法第 2 条第 14 項及び地方財政法第 4 条第 1 項の定めに反し違法かつ不当に支出されたものであるとして、監査委員が市長に対し支出の返還を求める

など必要な措置を講ずる勧告をすることを求めている。

以上のことから、次のことを対象として監査を行った。

ア 本件公費負担金の支出が違法・不当になされたものかどうか

イ 本件公費負担金の支出に伴う市長の不当利得返還請求権発生の有無について

## (2) 関係法令

本件請求の関係法令は、次のとおりである。

ア 地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）

（地方公共団体の法人格及び事務）

第 2 条 略

2～13 略

14 地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

（調査、出頭証言及び記録の提出請求並びに政務活動費等）

第 100 条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務（自治事務にあっては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあっては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により議会の調査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。次項において同じ。）に関する調査を行うことができる。この場合において、当該調査を行うため特に必要があると認めるときは、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる。

（住民監査請求）

第 242 条 普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体のこうむった損害を補填（てん）するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

イ 地方財政法（昭和 23 年 7 月 7 日号外法律第 109 号）

（予算の執行等）

第 4 条 地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。

ウ 岸和田市財務規則（平成 9 年 4 月 1 日規則第 11 号）

（支出負担行為とその整理区分）

第 44 条 支出負担行為職員は、支出負担行為の理由、金額、契約の方法等必要な事項を決定しなければならない。

2 支出負担行為として整理する時期、支出負担行為の範囲及び支出負担行為に

必要な主な書類は、別表第1に定めるとおりとする。

(支出の手続)

第45条 各部課等の長は、支出命令をするときは、法令、契約等の定めに従っていないか、予算の目的に反していないか、配当を受けた歳出予算の額を超過することがないか、会計年度、支出金額及び支出科目を誤っていないか、債権者を誤っていないか、請求書その他証拠書類は完備しているか等を調査し、支出命令書によりこれを行わなければならない。

(支出命令の審査)

第47条 会計管理者は、第45条第1項の支出命令について、当該支出負担行為が法令又は予算に違反していないこと及び当該支出負担行為に係る債務が確定していることを確認の上、当該支出命令書により支出を決定し、歳出簿を整理しなければならない。

別表第1 (第44条関係)

区分	支出負担行為として整理する時期	支出負担行為の範囲	支出負担行為に必要な主な書類	備考
1～10 略	略	略	略	
11 委託料	契約を締結するとき又は請求のあったとき	契約金額又は請求のあった額	契約書、請書、見積書	
12～24 略	略	略	略	

エ 岸和田市議会会議規則 (昭和45年6月26日議会規則第1号)

(議案の提出)

第14条 議員が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては2人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。

(動議成立に必要な賛成者の数)

第16条 動議は、法又はこの規則において特別の規定がある場合を除くほか、他に1人以上の賛成者がなければ議題とすることができない。

(日程の作成及び配布)

第20条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布にかえることができる。

(議題の宣告)

第34条 会議に付する事件を議題とするときは、議長は、その旨を宣告する。

(議案等の説明、質疑及び委員会付託)

第37条 会議に付する事件は、第134条 (請願の委員会付託) に規定する場合を除

き、会議において提出者の説明をきき、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2 委員会提出議案は、委員会に付託しない。ただし、議長が必要であると認めるときは、議会の議決で、議会運営委員会に係る議案は議会運営委員会に、常任委員会又は特別委員会に係る議案は常任委員会又は特別委員会に付託することができる。

3 前2項における提出者の説明及び第1項における委員会への付託は、討論を用いないで会議にはかかって省略することができる。

(委員会の中間報告)

第45条 議会は、委員会の審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告を求めることができる。

2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告をすることができる。

(議長への通知)

第83条 委員会を招集しようとするときは、委員長は、開会の日時、場所、事件等をあらかじめ議長に通知しなければならない。

(証人出頭又は記録提出の要求)

第97条 委員会は、法第100条の規定による調査を委託された場合において、証人の出頭又は記録の提出を求めようとするときは、議長に申し出なければならない。

### (3) 認定事実

本件請求につき、職権調査、証拠などの「確認」、「証憑突合」、「帳簿突合」など、関係人調査及び監査対象部局への事情聴取等によって当職が認定した事実は、以下のとおりである。

#### ア 調査特別委員会設置について

岸和田市議会の発議案の取扱いは、岸和田市議会会議規則第14条の規定により、2人以上の賛成者とともに連署して議長に提出しなければならないとされている。提出された発議案は、同規則第34条の規定により、議長の宣告により議題とされ、同規則第37条第1項の規定により、会議において提出者の説明を聞き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができるとなっている。

調査特別委員会の設置については、平成29年12月22日に「信貴芳則市長の政治資金をめぐる問題の調査に関する決議」が、提出者と5名の賛成者が連署した議案が議長に提出された。

平成29年12月26日の第4回定例市議会において、市議案第5号「信貴芳則市長の政治資金をめぐる問題の調査に関する決議」として上程され、京西且哲議員による提案理由の説明後、事務局職員が決議文案を朗読した。なお、これらについて質疑、討論はなく可決された。

イ 調査特別委員会の招集については、その都度委員長から議長に通知がされていた。また、調査特別委員会が証人の出頭又は記録の提出を求めようとしたときには、委員長から議長に申出が行われ、議長名で証人の出頭などを求めている。

ウ 岸和田市議会会議規則において、会議に付す事件は、提出者が説明を行うこととなっており、議員から調査特別委員会設置理由について市議会事務局で説明を行うよう要望がされ、市議会事務局が拒否したという事実はなかったということを確認した。

エ 調査特別委員会に関して執行された経費について

本請求受理時点で支出済みとなっていた調査特別委員会に係る経費は、平成29年度が8万3,624円、平成30年度が25万5,600円で、議会で議決している予算の範囲内であった。

オ 法律顧問契約及び委託料の支出について

平成29年度の法律顧問契約は、平成30年3月8日に締結されていた。委託内容は、法律顧問事務で、契約期間は平成30年3月8日から平成30年3月末日まで、法律顧問事務は、受託者の事務所における面談のほか、電話・FAX・電子メールによる連絡など適宜の方法により行うこととなっており、平成30年3月16日に10分、20日に50分、22日に2時間の法律顧問事務が行われ、4月26日に6万4,800円が支出されていた。

平成30年度の法律顧問契約は、平成30年4月9日に締結されていた。委託内容等は平成29年度と同様の内容で、契約期間は平成30年4月1日から平成31年3月末日までであった。本請求の受理時点で、平成30年4月7日に40分、26日に20分、5月21日に1時間、6月19日に40分、22日に20分、7月9日に10分、13日に2時間15分、14日に30分、17日に10分、18日に30分、22日に45分、24日に4時間30分の法律顧問事務が行われ、計25万5,600円が支出されていた。

カ 会議録データ作成の契約及び支出について

平成29年度会議録データ作成に係る契約は、平成29年4月24日に締結されていた。委託内容は、岸和田市議会会議録作成業務として、常任委員会、市の指定する会議における音声データの反訳・調整及び会議録データの作成で、契約期間は契約締結日から平成31年3月31日までであった。調査特別委員会に係る支出は、1.5時間分で1万3,284円が、平成29年第4回定例会と平成30年第1回定例会における各常任委員会の分と一緒に平成30年4月26日に支出されていた。

キ 会議録検索システムデータ調整に係る契約及び支出について

平成29年度会議録検索システムデータ調整に係る契約は、平成29年4月1日に締結されていた。委託内容は、市が提供する岸和田市議会本会議及び各委員会の会議録データを会議録検索システム「DBサーチ」に適合するデータへ加工・調整し、市の指定する機器にインストールする業務で、履行期間は契約締結日から平成30年3月31日までであった。調査特別委員会に係る支出は、27ページ分で5,540円が平成30年5月7日に支出されていた。

(4) 監査委員の判断

ア 財務会計行為が違法または不当であるか

本件請求における調査特別委員会に係る平成 29 年度及び平成 30 年度の公費の支出は、違法かつ不当であって岸和田市長が返還を求めるべきものなのか。

岸和田市財務規則では、支出について、第44条で支出負担行為とその整理区分について、第45条で支出の手続きについて、第47条では会計管理者による支出命令の審査について定めている。

市議会事務局職員は、支出に当たり、当該規則の定める調査を適正に行わなければならない。

本件支出については、市議会事務局で作成された支出負担行為、支出命令には必要関係書類が添付されており、平成 29 年 12 月 26 日及び、平成 30 年 3 月 23 日に可決された調査経費 50 万円の範囲内で、各業者等から請求された金額を支出しており、市議会事務局職員からの事情の聴取等も含めて総合的に勘案したところ、請求から支出にいたるまでの行為及びその手続きに不備は認められず、正当に支出されていると言える。

イ その他の違法事由

(ア) 請求人によれば、調査特別委員会で問題追求が行われている問題は、信貴前市長の私金の使途に関する問題でしかなく、地方自治法第100条に定められ、調査特別委員会設置の根拠となった「岸和田市の事務に関する調査」ではない、また、米田貴志議員から本件委員会設置理由の説明について市議会事務局で行うよう要望がなされているが、市議会事務局は「設置理由が法解釈上できない」事を理由として拒否したと主張している。

(イ) 岸和田市議会は、地方自治法第 100 条第 1 項の調査の対象となる事務は広範囲に認められ、執行機関としての長の事務に及ぶところ、市長と特定の個人や政党との間で不適切な金銭の授受があったとすれば、その政治姿勢や市長としての事務の適正な執行に疑義を生じさせるおそれがあり、調査特別委員会の調査は地方自治法第 100 条第 1 項の調査の対象となり得る。

また、調査特別委員会の調査対象事務としては、市長の事務は広範囲に及ぶことから、それらの事務のいずれかが金銭の授受により適正な執行がなされていない恐れがあることから、当該自治体の事務の対象は市長の事務全般であるとの主張である。

(ウ) 「地方公共団体の監査委員の権限は長以下の執行機関の行為の適否、当否に限られ、議会の議決の当否に及ばない」「住民の監査請求及び訴訟は、地方公共団体の公金または財産に関する長その他の職員の行為を対象とするものであって、議会の議決の是正を目的とするものでない」(最高裁判所昭和31年(オ)61号昭和37年3月7日判決参照)

(エ) 「職員の財務会計上の行為をとらえて損害賠償責任を問うことができるのは、たといこれに先行する原因行為に違法事由が存する場合であっても、その原因行為を前提としてされた当該職員の行為自体が財務会計法規上の義務に違反する違法なものであるときに限られると解するのが相当である」(最高裁判所昭和61年(行ツ)133号平成4年12月15日判決参照)

(オ) 財務会計上の行為の原因となった先行行為に違法性がある場合、それに続く財務会計上の行為も違法であると請求人は主張するが、それは、先行行為が著しく合理性を欠き、そのため財務会計上の行為の適正な執行を確保する考えにおいて看過できない瑕疵がある場合であり、そうでない限り、財務会計上の措置を採るべき義務がある。

(カ) 地方自治法第100条第1項に基づく議会の調査は、地方自治法「第2条第2項の事務であって、通常は現に議題となっている事項、若しくは将来議題に上るべき基礎事項(議案調査)につき調査し、又は世論の焦点となっている事件(政治調査)等につきその実状を明らかならしめ、その他一般的に地方公共団体の重要な事務の執行状況を審査(事務調査)をすることをいう。」(昭和23年10月12日自発第896号 福岡県総務部長宛 自治課長回答 地方自治関係実例判例集より)

(キ) 住民監査請求は、当該地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある(当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。)と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実があるか否かを判断対象とするものである。

そこで、調査特別委員会設置手続きに著しい瑕疵があり、調査特別委員会の設置が無効となり得る違法性があつた場合、財務会計行為に違法性が継承される可能性があるため、著しい瑕疵等があるかを検証した。

調査特別委員会設置手続き等について見てみると、調査特別委員会の設置については議会の議決を経ており、設置までの手続き、調査特別委員会招集や証人喚問実施における手続きなどについても、岸和田市議会会議規則に沿って行われていた。

また、請求人が主張する、議員から調査特別委員会設置理由の説明を市議会事務局で行うよう要望がなされ、市議会事務局が拒否したという事実はなかったということに関係人調査で確認した。

以上のことより、調査特別委員会の設置手続きに著しい瑕疵は認められず、調査特別委員会の設置が無効となり得る違法性があつたとは判断し得ない。

これを本請求における、調査特別委員会に係る法律顧問事務委託料などの支出についてみたとき、先行する行為としての調査特別委員会の設置が違法であると判断でき得るものではなく、市が行った各契約に基づく本件支出については、違法かつ不当であるとは言い得ない。

## (5) 結論

以上のことから、本件請求には理由がないと認め、地方自治法第242条第4項の規定により、前掲1「主文」のとおり決定する。

平成 31 年 3 月 12 日

岸和田市監査委員 矢 野 三千秋

同 平 田 徹